よくある質問

01. 検査概要について教えてください。

A1. 政府の新型コロナウイルス感染対策の基本対処方針において「陽性者発見時には幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ迅速かつ機動的にPCR検査等を行政検査として実施する」を受け、新型コロナ対策本部では「教育施設及び保育施設(以下、「教育等施設」という。)関係者における感染拡大の防止」と「早期の教育・保育活動の再開への寄与」を目的として、PCR検査体制を構築し、迅速な検査対応を進めております。

O2. 保護者等の同意は必要ですか?

A2. 本検査実施には、上記内容をご理解いただき「新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査」・ 「検査結果について沖縄県、所属施設及び管轄保健所において業務上必要な限り共有する」こと について、保護者に同意していただく必要があります。

Q3. 保護者から同意が得られない場合はどうしたらいいですか?

A3. 本検査は保護者の同意を前提としているため、保護者の意向に沿った対応をお願いします。また、必要に応じて県コールセンター(電話番号:098-866-2129)をご案内ください。(医療機関等において検査する場合は自己負担あり)。

同意が得られない場合でも、濃厚接触者として認定を受けた方は2週間の自宅での健康観察、不要不急の外出自粛をお願いしております。接触者について行動制限等は設けていませんが、他の 検査結果が出るまでは自宅待機をお願いいたします。

Q4. 検査対象者を教えてください。

- A4. 下記全てを満たす場合の幅広い接触者が検査対象となります。
 - 1. 陽性者が教育等施設関係者(児童・生徒以外の職員等も含む)の場合
 - 2. 当該陽性者が感染可能期間※に登校しており接触者がいた場合 ※症状がある方:最初に症状が出た日の2日前から症状がない方:陽性確定に係る検査を受けた 日の2日前から

- 3. 接触者に対し、保健所からの調査等がされていない場合
 - ※原則無症状者が対象です。症状のある方は、コールセンター(098-866-2129)へ連絡し紹介された医療機関での受診するよう勧めてください。
 - ※医療機関等で別途検査を行ったものについては、一斉PCR検査での重複検査は原則行いません。

Q5. 保護者が検査を受けることはできますか?

A5. 本検査は教育機関等関係者を対象としているため、保護者は対象外としています。 家庭内感染等は引き続き保健所において対応します。

Q6. 濃厚接触と接触者の違いはどのように判断したらよいですか?

- A6. 以下の基準で判断をお願いします。
 - 1. 濃厚接触者:手で触れることの出来る距離(目安として1 メートル)で、必要な感染予防策(マスク)なしで、陽性者と15分以上の接触があった者。また、換気の悪い狭い空間(窓を閉め切った車内、等)においては、お互いにマスクをしていても濃厚接触者に該当。
 - 2. 接触者:濃厚接触者には該当しないが、感染可能期間に接触のあった児童・生徒及び職員(同学級、部活動、登下校、土日で一緒に遊んだ者、塾や習い事で一緒の者等)。ただし、陽性者と同じ学校の関係者に限る。家族・親戚や他校の児童生徒は含めない。

Q7. 濃厚等接触リストの作成はどのようにしたらよいですか?

A7. 指定のフォーマットをダウンロードいただき、学校で陽性者との接触状況を確認し、様式に沿って該当者の氏名等を入力してください。リストは濃厚接触者と接触者とでシートを分けて作成してください。リスト提出後、保健所が濃厚接触者等を認定します。

Q8. 検体容器受け取り方法について教えてください。

A8. 電子申請受理後、支援チームからメールにて受け取り日時、場所を連絡します。受付順に対応しているため、連絡に一日程度要する場合があります。

Q9. 検体採取及び回収方法について教えてください。

A9. 検体は原則自己採取とし、事業者様では2重包装後の検体容器の回収をお願いします。回収した検体の持込が翌日以降の場合は冷蔵保存をお願いします。唾液を採取する際、同じ教室内でマスク

Q10. 検体番号確認用ラベルシールはどのように使用しますか?

A10. 検体容器と併せて配布される検体番号確認用ラベルシールは、検体容器及び支援チームに提出した濃厚接触者等リストに貼付してください。任意様式でもかまいませんが、検査結果は検体番号のみでお知らせいたしますので、検体番号確認用ラベルシールと個人名を照合できるよう貼付してください。

リストに貼付するラベルシートは番号順に貼付してください。

Q11. 検体の検査機関への搬送方法について教えてください。

- A11. 検体容器受取と併せて支援チームから検体提出日時を連絡いたします。検体提出日には支援チーム回収運搬担当が訪問し、検体をお預かり検査機関へ搬入致します。 ※施設側で検体持込する場合
 - ・検体容器受取と併せて支援チームから検体提出日時、場所を連絡いたします。
 - ・指定された持込日時を厳守していただき、原則、提出する検体全てをまとめて持ち込むようお 願いいたします。
 - ・各学校には原則最寄りの検査機関を案内しますが、検査機関の混み状況により他地区に案内する場合もあります。

Q12. 離島からの検体輸送方法について教えてください。

A12. 離島ごとに方法が異なるため、個別に案内します。

Q13. 検体の保管方法について教えてください。

A13. 検体回収から持込まで日をまたがない場合は、直射日光、高温多湿を避け、空調管理がされている涼しい部屋などで保管してください。

保管は冷蔵庫が望ましいが、発砲スチロール(保冷剤入り)等で保管することも可能です。 保冷の際、氷等が検体容器に直接接触しないようご注意下さい。

Q14. 濃厚接触者又は接触者(児童、生徒及び職員等)の出席等取り扱いはどのようになりますか?

学校においては県教育庁及び市町村教育委員会の判断となります。その他施設については沖縄県 又は各市町村の担当部署(所管)にお問合せください。

濃厚接触者については検査結果に関わらず自宅で2週間の健康観察を行い、不要不急の外出自 粛をお願いいたします。

また、接触者については行動制限等は設けておりませんが、検査結果が出るまで自宅で健康観察 をお願い致します。

Q15. 検査結果等個人情報の取り扱いについて

A15. 陽性者の個人情報ファイルはパスワードをかけたうえで保管しています。検体容器には個人情報 を記載していないため、検査機関で個人情報を扱うことはありません。

Q16. 土日、祝祭日にも申請できますか?

A16. 土日、祝祭日も平日同様に電子申請・連絡調整は対応しています。検体容器受取及び検査機関への持込は行っていません。

Q17. 本事業対象者が教育等施設外の陽性者との接触者となった場合、 検査を実施することはできますか?

A17. 検査対象外となります。本検査は教育等施設関係者内に陽性者がいた場合のみ対象となります。

Q18. 唾液の自己採取ができない場合は検査を受けられますか?

A18. 原則として自己採取できる方を検査の対象としておりますが、乳幼児等自己採取が難しい方には特殊容器を準備しております。

自己採取が難しい方がいらっしゃる場合は、申請後、事務局へお申し出くださいませ。 なお、特殊容器による採取も難しい方は、県コールセンター(098-866-2129)へお問合せください。

Q19. 濃厚接触者には行動制限がかかりますか?どのくらいの期間ですか?

A19. 陽性者との最終接触日を0日とし、翌日から起算して7日間は健康観察期間となりますので、ご 自宅で健康観察をお願いしております。

健康観察期間内に発症する可能性がありますので、不要不急の外出はできる限り控えてくだど



い。また、通勤や通学もお控えください。

なお、濃厚接触者は検査結果が陰性であっても、7日間ご自宅で健康観察を行い外出自粛をお願いしております。

詳細は各保健所ホームページをご覧ください。

北部保健所:https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-hoku/600000.html

中部保健所:https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-

chubu/shingatakorona.html

南部保健所:https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/hoken-

nan/kenko/shingatakorona5.html

那覇保健所:https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/index.html

申請ページへ戻る

